

○ 庁舎等特別取得費をもつて国有財産を取得する場合の取扱いについて

〔 昭和 35 年 6 月 6 日 〕

〔 蔵管第 1260 号 〕

改正 平成 元年 4 月 1 日蔵理第 1668 号

平成 12 年 12 月 26 日同 第 4612 号

令和 元年 7 月 5 日財理第 2378 号

大蔵省管財局長心得兼同局臨時貴金属処理部長から

各省大臣官房会計課長及び各財務局長宛

庁舎等特別取得費をもつて、国有財産を取得する場合の取扱い方については、下記によることとされたい。

記

1 歳出予算の移替え、配賦について

各省各庁の長が、財務省所管（組織）財務本省に計上された庁舎等特別取得費を、予算総則に基づき移替え使用するときは、財務大臣の承認を必要とする。

移替えの手續等については、昭和 31 年 6 月 13 日付蔵計第 1409 号主計局長通ちよう「歳出の移替、移用または流用等の取扱いについて」によることとし、財務大臣（各省各庁の長たる財務大臣をいう。）は当該移替えを必要とする各省各庁の長との連名で移替えを必要とする理由、科目および金額を明らかにした別紙第 1 号様式による移替承認要求書に別紙第 1 号の 2 様式による移替情況調書および当該移替えを要する金額の積算の基礎を明らかにした書類を添えて、財務大臣に送付する。

国家公務員宿舍法第 4 条第 1 項の規定により財務大臣において公務員宿舍を設置する場合は、別途所要の手續により、当該財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に予算の配賦を行なう。

2 各省各庁の長または財務局長は、歳出予算の範囲内において購入契約を締結する。

3 各省各庁の長は、不要となる国有財産の用途を廃止のうえ財務大臣（財務局長）に対し引継ぎ（国有財産法第 8 条、同法施行令第 3 条、国有財産総括事務処理規則第 19 条）を行なう。

4 財務局長は、各省各庁において施設を取得した見返りとして、前項により引継ぎを受けた国有財産の売払契約を締結する。

この場合の歳入科目は次のとおりである。

（部）政府資産整理収入

（款）国有財産処分  
収入

（項）国有財産売払収入

（目）庁舎等特別売払代

5 相殺手續について

歳入徴収官は、歳入徴収官事務規程（昭和 27 年大蔵省令第 141 号）第 6 条により相殺額および相殺超過額について調査決定し、同規程第 12 条により、当該支出官若しくは出納官吏又は相手方に対し納入の告知を行なう。

当該納入告知書を受けた支出官又は出納官吏は、支出官事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 94 号）第 31 条および同第 32 条の手續又は出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 55 条および同第 56 条の手續を行なう。以上の手續を図示すれば別紙第 3 のとおりである。

別紙第1号様式

令和〇〇年度一般会計歳出予算移替等承認要求書

組織及び項目	今回移替額	移替済額	計	備考
所管	円	円	円	(繰越経費の移替分)
(組織)				(移流用の経費の移替分)
(項)				
(目)				
(目の細分)				
その他の目				

(理由) . . . . .ために必要な経費を〇〇〇省所管(組織) . . . . .に計上した(項) . . . . .費より上記のとおり移替え、および当該経費について目の区分をし、ならびに目の細分をする必要がある。

- (注) 1 本調書には移替要求に関係ある組織のみを掲げること。  
 2 繰越しまたは移流用後の経費の移替えについては、備考欄に「繰越経費の移替分」または「移流用の経費の移替分」と記入すること。  
 3 「歳出予算の移替、移用または流用等の取扱方について」第4号但書による目の区分および第5号但書による目の細分に係る承認又は協議をする場合は、それぞれ上記\_\_線の該当文字を入れること。

別紙第1号の2様式

令和〇〇年度一般会計 . . . . .費移替情況調査書

組織および項目	予算額	今回移替(使用)額	移替えおよび使用済額	差引	備考
所管	円	円	円	円	
(組織)					
(項)					
(目)					
その他の目					

- (注) 1 「移替えおよび使用済額」欄には、既に移し替えた額および当該経費計上所管で使用した額(目の区分を承認した額)の総額を記載し、その上段に移替えを受けた当該所管のみの移替済額の合計額(又は当該経費計上所管の使用済合計額)を括弧内書とすること。  
 2 繰越しまたは移流用後の経費の移替えについては、上記各欄を「予算額」、「繰越額」、「流用等増減額」、「予算現額」にそれぞれ分割して記載することとし、備考欄に流用等増減の対応科目、金額および承認年月日を記載すること。

